

小平市教育委員会議事録（甲）

——4月定例会——

令和5年4月20日（木）

開 催 日 時 令和5年4月20日（木） 午後2時00分～午後4時40分  
開 催 場 所 大会議室  
出 席 委 員 青木由美子 教育長  
三町 章 教育長職務代理者  
丸山憲子 委員  
青木雅代 委員  
説明のための出席者 白倉克彦 教育部長  
岡崎奈緒子 教育指導担当部長兼指導課長  
安部幸一郎 地域学習担当部長  
竹中敏明 教育総務課長  
後藤信章 施設更新担当課長  
飯島健一 学務課長  
高橋恵一 教育施設推進担当課長  
細村英男 地域学習支援課長  
季高一成 中央公民館長  
利光良平 中央図書館長  
吉田将人 指導課長補佐  
松田 弦 指導主事  
坊本朋久 指導主事  
書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任  
傍 聴 者 2名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○青木教育長

ただいまから教育委員会4月定例会を開会いたします。

なお、本日は望月委員からご都合により、ご欠席との届け出をいただいております。

議事に入る前に、一言ご挨拶申し上げます。

改めまして、4月1日に着任いたしました教育長の青木です。小平第五中学校在職中は大変お世話になり、ありがとうございます。改めましてお礼申し上げます。

こうして小平市に戻ることができ、大変感謝しております。これまでの経験を生かして、子どもたち、市民のために尽力したいと思っております。

着任して20日ほどたちました。この間、小学校5校、中学校3校、地域の施設、関係機関な

ど訪問をし、また、会議や辞令伝達式等で、とても多くの地域の方々とお会いすることができました。本当に地域に支えられて、地域とともにある小平市だなということを改めて実感した次第です。

まだまだ私自身小平市について知らないことがたくさんありますけれども、これからたくさん知っていきたいと思っております。地域を大切に、そして、地域を生かして、学校、地域、行政が一つになって、子どもたち、市民のために小平市の教育を充実・発展させていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、議席についてでございますが、小平市教育委員会会議規則第6条において、議席は教育長が定めることとされておりますので、現在、ご着席いただいている議席のとおりといたします。

それでは、議事に入ります。

#### (署名委員)

#### ○青木教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、丸山委員、及び私、青木でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項(12)、及び議案第2号から第4号までは、契約締結前の協議の過程にある案件、人事案件及び個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

#### ○青木教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

#### (事務局報告事項)

#### ○青木教育長

はじめに、事務局報告事項を行います。(1)新型コロナウイルス感染について、説明をお願いいたします。

#### ○白倉教育部長

事務局報告事項(1)新型コロナウイルス感染についてを報告いたします。資料はございませ

ん。

先月の定例会での報告以降、令和5年4月18日火曜日までに、市立学校に勤務する教職員2名の感染が確認されました。

なお、新型コロナウイルスへの感染については、個人が特定されないよう、学校名等は公表しておりませんが、感染が報告された教職員等が在籍する学校の保護者には学校の対応について周知しております。

今後も、事務局、学校ともに、基本的な感染症予防策及び健康管理の徹底を図り、感染防止対策に努めてまいります。

### ○青木教育長

次に、(2)小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

### ○白倉教育部長

事務局報告事項(2)小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてを報告いたします。

資料No.1をご覧ください。

令和4年度における市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で5校、11学級、中学校で1校、2学級ございました。令和5年度に入ってから臨時休業はございませんでした。

現時点におきましては、インフルエンザの流行は終息していると思われませんが、各学校に、市内及び都内の学級閉鎖等情報を提供するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応に合わせて、感染症対策の徹底を図ったところでございます。

### ○青木教育長

次に、(3)令和5年度小平市立小・中学校の学級編制について、説明をお願いいたします。

### ○白倉教育部長

事務局報告事項(3)令和5年度小平市立小・中学校の学級編制についてを報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

小平市立小・中学校の学級編制につきましては、令和5年4月13日に、東京都教育委員会に学級編制の届出をいたしました。

はじめに、学級編制の基礎となります令和5年4月7日の児童・生徒数でございますが、小学校の児童数は、特別支援学級の児童を含めて10,346名で、前年度と比較しますと、通常の学級の児童数が118名の増、特別支援学級の児童数は4名の増でございます。

中学校の生徒数は、特別支援学級の生徒を含めて4,312名で、前年度と比較しますと、通

常の学級の生徒数は44名の増、特別支援学級の生徒数は19名の増でございます。

小学校の児童数及び中学校の生徒数ともに、前年度と比較して増加しております。

次に、学級編制についてでございます。

小学校の学級数は、通常学級が336学級、特別支援学級が22学級でございます。この他、通級指導学級が5学級でございます。前年度と比較しますと、通常学級が9学級の増、特別支援学級は1学級の減でした。

中学校の学級数は、通常学級が122学級、特別支援学級が15学級でございます。前年度と比較しますと、通常学級が1学級の増、特別支援学級が2学級の増でございます。

なお、小学校につきましては、第1学年から第4学年までにおいて、1学級の児童数を35人以下として、また、中学校につきましては、第1学年において、1学級の生徒数を35人以下として学級編制を行っております。

#### ○青木教育長

次に、(4) 令和5年度小平市立小・中学校移動教室の実施について、説明をお願いいたします。

#### ○白倉教育部長

事務局報告事項(4) 令和5年度小平市立小・中学校移動教室の実施についてを報告いたします。

資料No. 3をご覧ください。

小学校につきましては、今年度から新たに、第5学年が、長野県南佐久郡南牧村野辺山の「帝産ロッジ」を利用し、6月7日から10月12日までの期間、1泊2日を実施する予定でございます。

第6学年につきましても、昨年度に引き続き、群馬県利根郡片品村の「尾瀬岩鞍リゾートホテル」を利用し、5月10日から9月15日までの期間、2泊3日を実施する予定でございます。

中学校につきましては、第1学年が、第3学期にスキー教室を予定しております。実施期間は、1月14日から1月27日までで、いずれも2泊3日でございます。

#### ○青木教育長

次に、(5) 令和5年度小平市教育委員会及び東京都教育委員会等研究指定について、説明をお願いいたします。

#### ○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項(5) 令和5年度小平市教育委員会及び東京都教育委員会等研究指定についてを報告いたします。

資料No. 4をご覧ください。

研究指定の目的は、様々な教育課題の解決に向けて、教育内容・方法の開発等、実践的な研究の推進を図り、その成果を公表・発表することで、学校の実践に役立てるとともに、小平市の教育の振興、向上発展を図ることです。

令和5年度小平市教育委員会及び東京都教育委員会等の研究指定を受けている学校は、資料のとおりです。始めに、小平市教育委員会研究指定校についてです。今年度、新規に3校を指定しました。2年目となる小平第三小学校、小平第九小学校、花小金井南中学校は、1年目の成果と課題をもとに研究を深め、11月以降に研究発表を予定しております。

次に、東京都教育委員会の研究指定を受けている学校が2校ございます。

なお、小平第五小学校については、市及び都の両方の研究指定を受けております。

また、文部科学省の研究指定を受け、小平第一小学校と白梅幼稚園が協力し、幼小一体的な教育課程の研究開発を行ってまいります。

これらの学校の研究の成果や課題等については、まとめ次第、小平市立学校で共有し、実践に役立ててまいります。

## ○青木教育長

次に、(6) 令和5年度教育課程について、説明をお願いいたします。

## ○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項(6) 令和5年度教育課程についてを報告いたします。

資料No.5をご覧ください。

はじめに、1、教育課程(届)記載事項についてでございます。各学校が本市や東京都の教育施策に基づき、令和5年度の教育課程を編成するに当たって盛り込むべき内容を、昨年12月の教育課程届出説明会において示しました。

各学校には、第二次小平市教育振興基本計画を踏まえ、令和5年度の教育課程を編成するよう、指導・助言してまいりました。

具体的な記載内容については、4ページ下段から5ページにかけて記載しております。

次に、2、予定授業時数についてでございます。小数点以下の数字は、避難訓練や健康診断等を実施する関係で、45分または50分に満たない授業を実施する場合がありますため、このような記載となっております。

数値は、児童会・生徒会及び学校行事の時数は含まれておりません。

次に、3、土曜授業日、学校公開日等一覧でございます。各校の土曜授業日、振替休業日、授業公開の有無、主な学校行事、また、平日の学校公開日の日程について、それぞれ記載しております。

今年度も、校長会議、副校長連絡会及び教務主任会の機会や指導主事による学校訪問等の機会を利用し、教育課程が適正に管理・実施されるように指導してまいります。

## ○青木教育長

次に、(7) 令和5年度小平市立公民館事業計画について、説明をお願いいたします。

## ○安部地域学習担当部長

事務局報告事項(7) 令和5年度小平市立公民館事業計画についてを報告いたします。

資料No.6をご覧ください。

本件は、小平市立公民館処務規程第6条第1項の規定に基づき、本年3月14日に開催されました公民館運営審議会におきまして、確認いただいたものでございます。

資料の1ページに本事業計画の3つの基本方針、続けて3ページまで14項目の推進事項を、3ページ中段以降は、具体的な実施事業を記載しております。

本事業計画に基づき、令和5年度におきましても、学習活動を通じた市民との協働の拠点、地域のコミュニティづくりの拠点を目指して、全館において様々な講座や講演会、音楽会、映画会などに取り組んでまいります。

詳細につきましては、季高中央公民館長から説明させます。

## ○季高中央公民館長

資料No.6、令和5年度小平市立公民館事業計画をご覧ください。

本事業計画につきましては、第二次小平市教育振興基本計画の教育目標達成に向けた取組及び公民館の在り方の検討の検討結果を踏まえて策定したものでございます。

初めに、1ページ、本事業計画の基本方針でございます。平成26年3月に作成した公民館の課題と今後の方向性、「公民館の在り方検討に関する報告書」に基づき、令和4年度と同様、市民一人一人の学びを促進するとともに、コミュニティづくりを進める公民館の機能を重視する。

学習活動の成果を身近な人や地域へ還元することで、課題解決に向けた実践に結びつけていく。

地域の人材の育成とネットワークづくりを促進するという、3点を基本方針として掲げております。

続きまして、1ページ中段、推進事項でございます。令和5年度の推進事項といたしまして、公民館事業企画委員による講座企画、地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施、子育て支援に関する講座の実施、地域と連携したジュニア向け講座の実施、シニア向け講座の実施、国際理解の促進、学習活動の成果を生かすことができる事業の実施及び発表する場の提供、子供の自由で、安全・安心な居場所の提供、なかまちテラスを生かした事業の実施、市民誰もが参加しやすい事業の実施、公民館利用団体等の育成支援、公民館施設の整備及び維持管理、新型コロナウイルス感染対策の取組、公共施設マネジメントにおける公民館と他施設との複合化に関する検討、以上14項目を掲げております。

1ページ中段にお戻りいただきまして、推進事項1におきましては、公民館事業企画委員会企画講座を含めたサークル化の促進を明記いたしました。

2ページ、推進事項4の地域と連携したジュニア向けの講座の実施におきましては、受講後も

継続して公民館を利用してもらえる仕組みづくりに取り組むことを明記いたしました。

推進事項 8、子供の自由で安全な居場所の提供におきましては、夏休み学習支援室や学習支援の取組を明記いたしました。

推進事項 10におきましては、オンラインを活用した講座の実施の推進。パソコン・スマートフォンの講座の実施などによるデジタルデバイドの解消を明記いたしました。

3 ページに移りまして、推進事項 12におきましては、Wi-Fi 環境を順次整備するよう努めることを明記いたしました。

3 ページ中段以降は、定期講座の開設や講演会、音楽会など、各種事業の実施、施設の利用提供など、実施事業について記載しております。

5 ページをお開きください。中段の(5)におきましては、令和5年度の定期講座の開設数を記載しております。令和5年度の公民館事業企画委員会企画講座は、中央公民館が令和4年度と同数の13コース。分館が令和4年度から3コース減の103コース、合計116コースを開設いたします。また、中央公民館におきましては、公民館事業企画委員会企画講座以外の講座として、障害理解講座、ジュニア大学、シルバー大学など、計13コースを開設いたします。

続きまして、6 ページ中段(7) オンライン学習環境の整備におきましては、オンライン環境が整備されていない九つの分館にポケットWi-Fi を試行的に導入し、公民館に来館することなく、講座を聴講する方法であっても、学習効果が期待できるものについては、オンラインによる配信を行うよう、努める旨、記載しております。

項番 10、高校生との交流におきましては、中央公民館において、高校生との交流に取り組む旨を記載しており、令和4年度にて実施した高校生事業企画委員会において、参加校を拡大して取り組むよう努めてまいります。

続きまして、同じく8 ページ、第2 市民への学習支援におきましては、公民館利用団体などの育成・支援や、利用団体との連携について記載しており、公共施設マネジメントの取組などにおいては、利用者懇談会や友の会などへの必要な情報提供を行うよう努めることなどを記しております。

第3、公民館施設の提供・管理におきましては、施設の利用や分館における定期利用団体への支援、備品の貸し出しなどについて記載しており、令和4年度と大きな変更点はございません。

続きまして、9 ページ、第4、公民館の運営において、公民館運営審議会の開催、職員会議等の開催、研修会議などへの参加、広報活動などについて記している他、10 ページの項番5におきましては、公民館の在り方検討といたしまして、市の公共施設マネジメントの推進・進捗状況に応じて、部屋の共用化・多目的化や運営体制などについて、関係部署と連携しながら取り組むとともに、小学校を核とした地域コミュニティの醸成を図るための公民館の在り方についても検討することを明記しております。

最後のページに添付してございます令和5年度公民館定期講座等一覧表につきましては、公民館ごとの定期講座や講演会、まつりなどのイベントを一覧にして示したものでございます。



## ○青木教育長

次に、(8) 令和5年度小平市立図書館事業計画について、説明をお願いいたします。

## ○安部地域学習担当部長

事務局報告事項(8) 令和5年度小平市立図書館事業計画についてを報告いたします。

資料No.7をご覧ください。

本件は、小平市立図書館処務規程第7条第1項の規定に基づき、去る3月22日に開催された図書館協議会におきまして承認をいただいたものでございます。

図書館事業につきましては、本年度も、市民の教養、調査・研究に役立つよう、資料・情報の提供、レファレンスサービス及び子どもの読書活動の推進等に取り組んでまいります。

資料の1、2ページに基本方針及び推進事項8項目掲げております。また具体的には、2ページの中段から記載しております実施事業による各事業を展開してまいります。

詳細につきましては、利光中央図書館長から説明させます。

## ○利光中央図書館長

事務局報告事項(8) 令和5年度小平市立図書館事業計画について詳細を説明いたします。

まず、基本方針では、市の中期実行プランや第二次小平市教育振興基本計画、第4次小平市子ども読書活動推進計画などについて、事業を展開することを打ち出しております。

この基本方針を基に、推進事項として主な事業を8項目に対応いただいております。また、これらの8項目に対応して、2ページの項番から実施事業を、さらにプラスして、7番目の地区図書館の特色のある取組を加えて、9項目を掲げてございます。

この中で、令和5年度の特徴的な実施事業について説明いたします。まず、1、図書館資料の充実でございます。3ページにございますが、(4) 広域利用の実施でございます。広域利用の実施では、既に相互利用を行っている近隣の6市に加え、令和5年度からは、新たに隣接する小金井市と東大和市との相互利用サービスを開始いたします。小金井市とは、既に3月29日に協定を締結し、小平市民は、4月1日から、小金井市の図書館を利用できるようになっております。東大和市とは、4月12日に協定を締結し、現在、広報やシステムの改修などの準備を進めており、小平市民は5月24日から、東大和市の図書館の利用ができるようになります。

それから、3、レファレンス機能の充実でございます。こちらの(1)④、公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の試行整備といたしまして、地区図書館1館への導入を予定しております。現在のところ、6月頃から、喜平図書館での試行導入を計画いたしております。

それから、4ページに飛びまして、6、ブックスタートの実施でございます。この事業は、もともと3、4か月健診時に、お子さんに絵本の読み聞かせをして、絵本を手渡すという事業でございましたが、新型コロナウイルスの感染拡大期におきましては、読み聞かせは中止をして、絵本の手渡しや事業情報提供などのみを行ってまいりましたが、令和5年度からは読み聞かせを再開します。

それから、7、地区図書館の特色ある取組でございますが、各館の取組のうち、こちらに特徴的なものを掲載いたしました。いずれも地道な取組でございますが、地域資料の充実に寄与する小平市の図書館を特徴づける事業でございますので、継続して実施してまいります。

5 ページ、8 の使いやすい図書館の運営、そのうち（1）の施設の運営管理でございます。令和5年度には、環境省が推進しているE S C O事業を活用して、図書館、公民館、地域センター等の照明設備のL E D化をいたします。E S C O事業とは、器具の交換などの初期投資を、今回の例では、15年間の光熱水費の削減分で賄うというものでございます。今年度は、8月中旬までに事業者を選定、契約し、年度の後半で、器具の交換作業を行い、令和6年度から運用を開始していくものでございます。

#### ○青木教育長

次に、（9）小平市立図書館の臨時休館について、説明をお願いいたします。

#### ○安部地域学習担当部長

事務局報告事項（9）小平市立図書館の臨時休館についてを報告いたします。

資料No.8をご覧ください。

この度の図書館の臨時休館は、所蔵している資料があるべき場所に収まっているかどうかを確認し、行方不明の資料がないかを点検する蔵書点検のために実施するものです。

臨時休館は、11の館及び分室を4つのグループに分け、6月6日火曜日から6月23日金曜日の間で3日間から5日間の日程で予定しております。

市民への広報につきましては、市報、市ホームページ、ポスター、チラシ等で周知いたします。

#### ○青木教育長

次に、（10）寄附の受領について、説明をお願いいたします。

#### ○白倉教育部長

事務局報告事項（10）寄附の受領についてを報告いたします。

資料No.9をご覧ください。

1は、本、雨上がりの百合子19冊を崎上玲子様より、小平市立小学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

2及び3につきまして、小・中学校におけるI C T環境整備として、小平市学童クラブ父母連絡会様からご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

#### ○青木教育長

次に、（11）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

## ○白倉教育部長

事務局報告事項（11）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。  
資料No.10をご覧ください。

今回報告いたしますのは、13件で、例年、または過去にも承認しているものでございます。

## ○青木教育長

次に、（13）令和4年度の事故報告について、説明をお願いいたします。

## ○岡崎教育指導担当長

事務局報告事項（13）令和4年度の事故報告についてを報告いたします。

令和4年度の1年間の交通事故、一般事故につきましては、資料 No. 12のとおりでございます。

概要につきまして、ご説明いたします。

はじめに、交通事故でございますが、管理外を含め、合計人数は7人で、令和3年度と比較して2人増加いたしました。なお、7人の内訳は小学校6人、中学校1人でございます。事故の内訳ですが、小学校の管理下で飛び出しが4人、遵守事故が2人、中学校の管理外で自転車が1人でございます。

次に、一般事故でございます。管理下の一般事故の合計人数は41人で、令和3年度と比較して25人増加いたしました。なお、41人の内訳は小学校31人、中学校10人でございます。

一般事故の傾向としましては、授業中の事故がもっとも多く20人で、次に、休み時間・放課後等の事故が15人となっております。

なお、過去5年間の推移をみますと、交通事故、一般事故は、増減を繰り返しており、令和4年度は増加となりました。

学校事故につきましては、児童・生徒が安全に生活できることを第一に考え、「事故発生の未然防止の徹底を図ること」、「事故後の対応を迅速・適切に行うこと」、「指導課への第一報の連絡と事故報告書の提出を着実に行うこと」などの指示を校長会議や生活指導主任会等において徹底し、学校に対する指導と支援を引き続き行ってまいります。

また、警察などの関係機関と連携し、事故防止等に努め、安全教育を推進してまいります。

## ○青木教育長

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

## ○丸山委員

6番の教育課程についての質問です。

この文章は、定例会での報告のために、たくさんの記述を精査して、短く簡潔にしたものなのでしょうか。名詞で終わっているところもありますが、その他はするで終わっているなど、ばら

ばらになっています。

また、1ページ目の指導の重点の(1)の外国語活動のところについて、他の各教科では、もっと具体的に、もう少し細かく書かれています。例えば、道徳科では、児童・生徒の実態を踏まえて、指導の重点とする事項とありますが、外国語活動だけは、身に付けさせたい力に応じた指導というので、それまでの流れと、ここの文章だけ違います。外国語活動における指導についてどうしたいのか、どう工夫するのか補足説明してください。

次に、2枚目の一番上、自治的・自発的な活動の充実を目指した、自主的・実践的な活動というのが、なぜなぞのようで、少し分かりにくいので、ここも教えてください。

この文章は、全体的に、学校側がこういう形、教育委員会側がこういう形で指導します、工夫しますというものなのか。誰が、どういう方向で、この文章を書いているのか。

この資料についてもう2点質問があります。5ページ目の教育課程(届)における学校の指導の重点の具体や特色についての(1)の一番下に、コダイラスロンとありますが、それについて教えてください。

次に、全体の話として、もしかすると教育課程とは関係ない見当違いの質問なのかもしれませんが、コミュニティ・スクールや学校経営協議会について、今、特に小平市では力を入れてやっけていくという認識です。この文章の中に、地域や関係機関という文言は全体的にも見受けられるのですが、既存の学校経営協議会、コミュニティ・スクールという文言がないので、それはなぜか。

次に、7番の公民館事業計画についてです。これは、単なる意見、感想ですが、最近、公民館の資料やイベントの告知について、インターネットからでもとても分かりやすくなっているので、いろいろな人が見る機会が多くなっているのではないかと思います。

以前、ティーンズや、高校生、大学生を対象にした講座が少ないという話をしたことがありますが、実際に高校生と交流している、更に力を入れてくれているということで、積極的に高校生、大学生を対象とした講座を実施してほしいと思いました。

合わせて、最後のページの事業一覧を見ると、歴史や郷土史、食文化に関するものがないのですが、公民館には調理室があるので、うどんやそれ以外も含めた食べること、食文化を伝えるという事業もできますので、ぜひ、そういうものも含めて、積極的に活動してほしいと思います。

また、図書館においても、インターネットでの古文書調査など、インターネット上のコンテンツもどんどん充実してきていますし、先般の図書館だよりは、リーフキャスティングについて書いてありました。そういう地味な郷土史の保存・修復活動をして、さらにそれを図書館だよりなどで発表するということは、すごく良いと思いました。ぜひ、結びつけていただきたいですし、また、図書館だよりに、江戸時代の地割りの研究についての記事があり、地道な郷土史研究をなさっているのが分かりました。これも、ぜひ続けていただきたいと思いました。

## ○青木教育長

教育課程について大きく3点ですね。項目によってトーンが違うということ、自治的・自発的、

自主的・実践的という文言の説明、コダイラスロンについて、コミュニティ・スクールや学校経営協議会等についての記載に関して。

### ○坊本指導主事

教育課程でございますが、お示した資料につきましては、学校向けの教育課程届出説明会で、学校に配付した資料を抜粋したものです。この内容をもとに、校長から教育課程を提出していただいております。

その際、外国語活動につきましては、身に付けさせたい力に応じた指導ということで、その力を身に付けさせるために、学校としてどのような指導を工夫していくかについて記載していただいております。例えば、ALTを活用しながら、視聴覚教材やゲーム、歌等を効果的に取り入れ、気軽にコミュニケーションを図る素地を育成するといったような記載がある学校がございます。

次に、特別活動についてでございますが、自主的、自発的な活動として、例えば、清掃活動や給食、クラブ活動、委員会活動、各学級等で行う係活動などの例がございます。

続きまして、コダイラスロンでございます。こちらは、学校独自の取組で、1校がコダイラスロンという名称で取り組んでおります。体力テストで求められる力、体力を育むための取組として、様々な場を設けて、そこに子どもたちが赴いて、いろいろな運動を行う取組でございます。

最後に、コミュニティ・スクールについてでございますが、こちらは、本日配付させていただいた資料に記載はありませんが、コミュニティ・スクールとなっている学校の教育課程には、コミュニティ・スクールについての記載がございます。例えば、コミュニティ・スクールのよさを生かして、学校経営協議会との意見交換を活発に行い、学校、保護者、地域と連携した、よりよい学校づくりを推進するというような記載が各学校から出されております。

### ○丸山委員

抜粋なので、しようがないと言えなくもないのかもしれませんが、外国語活動については、身に付けさせたい力に応じた指導の工夫というような意味なのですね。

特別活動についても、自治的・自発的な活動の充実のための方策や工夫という意味で捉えていいということですか。

抜粋とはいえ、全体的に分かりづらかったので、もう少し分かりやすくしていただけるとありがたいと思います。

最後の5ページの教育課程（届）における学校の指導の重点の具体や特色というのは、前のページを受けて、学校側の特色を抜粋していただいたということですね。これも、例えば、何章でというふうに書いていただけると、より分かりやすくなったのではないかと思います。

### ○青木教育長

資料は分かりやすくというご意見をいただきましたので、ぜひとも次年度、参考にさせていただければと思います。

公民館と図書館についてはご意見をいただいたということでよろしいですね。どちらも積極的にやっけていただいているというお話をいただきましたので、参考にしながら、また次につなげていかなければと思います。

他はいかがでしょうか。

## ○青木委員

報告事項の4番、5番、6番について質問させていただきます。

報告事項の4番の移動教室の実施についてです。これだけの実施の予定表が埋まるのは、本当に久しぶりで、この計画が全て実施されることを願っております。

現在、コロナ対策の方針も変わり、感染状況も落ち着いておりますが、まだなくなったわけではないと思います。宿泊先やバスでの感染対策は、何かされるのでしょうか。以前ですと、バスに少し余裕を設けたり、宿泊先もいろいろな感染対策をしておりましたが、その辺りはどのように進めていらっしゃるのか、お伺いします。

次に、5番の研究指定についてです。昨年度末にも幾つかの学校で、研究発表を見させていただきました。研究の成果が出ていることがよく分かりましたので、この研究指定校の研究による成果は、市内全体で共有していただきたいと思います。特に中学校で感じたのですが、研究発表会当日に参観に来る先生の数が少なかったように思います。先生方はそれぞれに授業があると思いますが、せつかく1年から2年研究されていますので、もう少し多くの先生方が参観できるような時間の設定など、何か工夫をされているのか。もしされていないのであれば、事前に日程が分かっていたら、それに合わせた予定を組んでもらうようにすると、こういう研究の成果を文章や資料ではなく、実際に見ていただけるとと思います。小学校では、非常に多くの先生が参加されている研究発表もありましたが、やはりどの先生も参観できる環境づくりというのにも必要なのではないかと思います。既にそうした工夫をされていても難しいのか、これからやればできるものなのか、質問いたします。

次に、教育課程についてです。先ほど、丸山委員からも幾つかご質問がありましたが、それぞれ先生方が工夫をされてやっけていらっしゃると思うのですが、コロナ禍で、学校に対して、地域や家庭がなかなか参加や関わるができなかったと思います。この中にも、幾つか地域との連携や、地域・家庭との連携、地域の人材を活用したものといった言葉がありますが、コロナ禍が明けて、どんどん元に戻し、ぜひそういう人材を使ったり、連携を取ったりするようなことを各学校で取り組んでいっていただきたいと思います。最後に学校公開の一覧がありますが、学校によって、日数や内容に大きな差があるように感じます。これだけ差があると、少ないところが目立ってしまい、なぜこんなに公開していないのかと思ってしまいます。なるべく保護者や地域の方に見ていただける、また、そういう方と一緒に話し合いの場が持てるような公開日にしていっていただけるといいと思いますが、この差には、コロナ禍と同様に、学年別になっているため、日にちが多いなど、何か理由があるのかお伺いします。

次に、7番の公民館の事業計画について、要望です。コロナ禍を経て、地域の結びつきやコミ

コミュニティのネットワークづくり、コミュニティのつくり方の大切さを皆さんが感じている時期だと思います。そして、コロナ禍でなかなか来館できないということで、オンラインの利用などの必要性なども感じて、これからの公民館の在り方として大変ふさわしい計画だと感じました。公民館で実施した講座などで得た知識や能力が、地域の力として小・中学校でも生かされるような取組をしていただきたいと思います。最後の一覧で、本当に幅広い、その地域に合った講座の開設をされていると思いますが、こういうものを還元できるような取組をしていただきたいと思います。

#### ○青木教育長

大きく4点、移動教室、研究指定、教育課程、公民館についてのご質問とご意見でした。

まず、移動教室について、感染対策はどうなっているかということで、いかがでしょうか。

#### ○飯島学務課長

移動教室の件でございます。中学校のスキー教室は、まだ先になりますので、小学校の例で申し上げますと、旅行会社からは、特に、これまでの新型コロナウイルス対策の制約は、今後はないとお聞きしております。バスや、宿泊の1部屋の人数などに関しては、新型コロナウイルスの流行前とほぼ変わらない状況で運用していくものと考えております。

一方で、部屋に入ったときの換気や、希望者の消毒などは、引き続き、これは新型コロナウイルスだけではなく、様々な感染症対策ということで、続けてまいります。

また、食事の場面でございますが、こちらについても旅行会社やホテルなどからは、特に対策をしなくても構わないと言われてはいるものの、学校側で対応を考えておりまして、今週、来週で現地に実踏に参りますので、会場をもう一回見ながら、検討いたします。

#### ○青木教育長

研究指定のことについて、中学校の参加者が少ないということで、時間の設定などの工夫についてお願いします。

#### ○坊本指導主事

中学校の研究発表会の参加人数が少ないということでございますが、各学校には、年度初めに、研究発表会の日程について周知しております。今後につきましては、周知の仕方や研究発表会の行い方の工夫について検討してまいりたいと考えております。

#### ○青木教育長

教育課程における地域・家庭との連携や人材活用、地域、家庭、その関わり、学校公開に差があるのは、何か理由があるのでしょうか。

### ○坊本指導主事

保護者、地域との連携、そして、学校公開日の設定についてでございますが、指導課としましては、土曜授業日を含め、保護者が各学級を1回以上、そして年間5回以上参観ができるように設定できることとしております。その中で、年間を通して、平日及び土曜日を含むものとしておりまして、5日間全て平日のみ、または、休日のみという設定にはしないこととしております。また、例としまして、小平第十二小学校は、平日での公開が非常に多くなっておりまして、先ほど青木委員がおっしゃられたように、学年ごとに分けて公開をしております。例えば、7月6日と、7月7日で、全学年が見られるような公開をしているため実質1日のカウントとしております。

### ○青木委員

公開日の最低の日にちがあると思いますが、最低ではなく、なるべく多くの公開日を設けていただきたいと思います。例えば、小平第十二小学校は、学年に分けたとしても、結構な日にちを設けられていますので、どの学校もなるべく多く見られるような工夫をしていただけるとありがたいと思います。

### ○三町教育長職務代理者

(3)の学級編制について、(5)の研究指定について、(6)の教育課程について、(7)、(8)の公民館、図書館の事業計画、そして、令和4年度の事故報告についてお伺いしたいと思います。

まず、令和5年度小平市小・中学校の学級編制について、学級数と生徒数、児童数が出ています。この数字を見ますと、小学校では、小平第八小学校の1年生でかなり大きな数字が出ています。他は、ある程度の幅の中で、増えたり減ったりしていますが、地域の開発状況等の影響なのか。中学校では、小平第三中学校の1年生だけが234と大きく、あとは、ある程度の幅の中に入っている。これは、開発の関係なのか。今後、また開発をすれば、途中の学年は入ってくると思いますが、この資料ではそういうところが読めません。そういう変化はどうなっているのか非常に気になるので、その状況を教えてください。

2点目の研究指定に関して、白梅学園白梅幼稚園が文部科学省の研究開発学校を受けており、その研究協力校となっているということですが、その場合に研究開発学校の対象はあくまでも白梅幼稚園でいいのか。つまり、開発研究学校ですので、学習指導要領、あるいは、保育要領にこだわらない教育課程の編成をするわけです。それに伴って、小平第一小学校も連携の中で、学習指導要領によらない、あるいは柔軟な教育課程の編成ということになると、少し問題は大きいのではないかと思います。どのような流れになっていくのか教えてください。

次に、公民館、図書館両方です。ずっと言い続けてきたところで、今回、項立ては見事にそろったと思うので、十年来の課題が解決したと思っています。同じ社会教育施設である図書館、公民館なので、同じ項立ての中で、非常に読みやすく、本当によく分かるようになりました。努力



の成果であり、評価したいと思います。

公民館については、コロナ禍での講座の中止などいろいろありましたが、Wi-Fiに関する記述がある。今後の見通しで、段階的に徐々にWi-Fiを広げていくという表現と、ポケットWi-Fiを置いてという、二つの表現で書かれています。今後広げていくのだろうと理解できますが、大体どの程度の見通しなのか。予算を伴うので、簡単には言えないかもしれませんが、今、公民館として、どのスタンスで、どの程度の方向でやっていこうとしているのか。また、ポケットWi-Fiは、公民館の全分館に置くのか。置いた場合に、オンラインを使って講座を受講できるような形も試行的にやってみるとありましたが、今年の規模、あるいは今後の方向性について教えていただきたいと思います。

次に、図書館ですが、丸山委員がおっしゃったように、情報紙の中で、私は図書館だよりも非常にいいと思っています。例に挙げられましたが、やはり郷土を愛するといえますか、郷土に対する思いに鑑みても、野中新田の野中何某さんや喜平橋の名前の由来となった喜兵衛さんについての記事が書かれているのは大事です。喜平橋の喜兵衛さんは、その喜兵衛さんではなく、別の喜兵衛さんだったということも書かれており、非常に興味がある内容なので、大いに発信をしていただきたいと思います。

あえて言いますと、内容や表現が専門的過ぎ、また、本文の説明の中に、図1、図2と書かれているのですが、図1、図2がそのページにないのです。裏ページや次のページになっており、読むことを考えていない。図1はどこだとめくって見なければいけない。あれは、興味を持った市民でも途中で嫌になると思います。書く方は専門的な方だと思いますが、それを読む側の立場に立って、楽しい、面白い、小平市はそうなのだとすぐに分かるような編集をぜひ工夫していただきたいと要望します。

次に、事故報告に関してです。4年度の事故報告で、交通事故については必ず学校から挙げていただいているので、ある程度小平市の実態を我々は分かっていると思います。

しかし、一般事故に関しては、他の委員が時々質問されますが、学校から指導課に挙がってくるのは、首から上や救急車を呼んだといったものだけです。例えば、中学校について、当然授業中の事故と休み時間の事故が多く、部活動もかなり割合が高いはずなのですが、そういうところが全く見えません。そうしたことから、実態に即していない資料だと感じています。毎回は大変ですので、次回から結構ですが、例えば、学務課が担当しているスポーツ振興センターへの学校事故に関する医療費請求等があると思います。1年間どういう内容で挙がっているのかについて、集計されていると思うのですが、そういう情報があれば、我々も学校での一般事故について、どういうところで事故が発生しているか、起こりやすいかといったことが、実感として分かります。そういう情報があれば知りたいと思いますが、いかがでしょうか。教育課程については、改めて伺いますので、ここまでの質問について説明をお願いします。

## ○青木教育長

まず、学級編制について。小平第三中学校と小平第八小学校が高い数値になっているので、状

況についてと、研究指定の研究開発学校の指定は、幼稚園のみなのかという、まずこの2点についていかがでしょうか。

#### ○飯島学務課長

学級編制についてでございます。小平第八小学校につきましては、花小金井南中学校の南側にある旧NTT社宅の跡地に、大規模なマンションが開発されまして、その第2期工事分が、ここ半年ぐらいで入居が始まりました。小平市の特徴ですが、そういったマンションの価格帯が未就学児を持つファミリー層が購入しやすい価格帯ということもありまして、大規模開発の入居が始まると、新1年生が多く増えるという傾向が見られます。そのため、三町教育長職務代理がおっしゃられた途中の学年というのは、実はそんなに多くなくて、ここから先、数年間の新1年生が増えてくるのではないかとこの予測をしております。

開発が決まった段階で、小平第八小学校については、教室数も不足するのではないかとこのことで、この春の開設に向けて増築等の建設を進めてきましたので、予想どおりの状況となっております。

小平第三中学校につきましては、手元に今資料がないのですが、学区内で5、6年前に、開発があって、一気に子どもが増えたものが、今年中学生になったというところではないかと考えております。

#### ○三町教育長職務代理者

そうすると、花小金井南中学校には、今回は影響が出ていないが、また数年後に出るとこのことでよろしいですね。

#### ○飯島学務課長

そのとおりでございます。旧NTT社宅の跡地は、第1期工事と、第2期工事数年に分かれていますので、この後、数年すると、花小金井南中学校も多くの生徒数が増えてくると予想しております。

#### ○高橋教育施策推進担当課長

国の研究に関してでございますが、白梅幼稚園が主となっております。その半分のお子さんが小平第一小学校に進学する関係から、その連携校として、小平第一小学校が共に研究をしていくという流れでございます。

この研究指定でございますが、4年間の指定を受けており、まず、初年度には、研究の効果、方向性、また、教育課程に関わる単元の内容、特に1年生でございますので、単元学習のところで、例えば、効果的慣例的な授業ということで、図工や音楽を合わせながらの授業をやっていくという話をこれから詰めていくところでございます。

### ○三町教育長職務代理者

小平第一小学校も、協力校という形であっても、教育課程は柔軟に編成するということになるという説明でよろしいですね。

### ○高橋教育施策推進担当課長

そうです。これから研究していくということです。

### ○三町教育長職務代理者

4年間ですか。

開発学校ですから、10年先を見据えるといった形になると思いますので、なるかどうかは分かりませんが、5歳就学など、義務教育の低年齢化といったことを想定した場合に、幼稚園の年長から始まる教育課程になっていくのではないかと思います。そこまでしないと、開発学校にならないと思いますので、やはり小平市としては注視すべきことではないかと思います。任せたままであってはいけないと思いますので、研究の内容について関わる必要はありませんが、情報はしっかり把握しながら進めていっていただきたいと思います。

### ○青木教育長

7番、8番については、公民館について、分かりやすく改善をというような要望として承りました。Wi-Fiの件について。

### ○季高中央公民館長

Wi-Fiについてですが、まず、今、中央公民館、図書館、それから、なかまち公民館、図書館には、フリーWi-Fiが既に整備されているという状況で、残りの九つの分館に、ポケットWi-Fiを順次配備する予算措置を行いました。現在、契約手続中ですので、整次第、配備していきますが、まず、公民館主催講座もしくはオンライン会議に使用し、業務以外には、分館等で活動されているサークルにも貸し出しを想定しています。そうすると、利用規約を作らなければなりませんので、今、併せて整備を進めています。それらが整った段階で、活用できるようにしていきたいと考えています。

また、オンラインの講座につきましては、可能なところから進めていきたいと考えています。既にZOOMでのオンライン講座を複数の館で試験的に始めていますので、職員が技能を習得し次第、また、講座の内容によっては、オンラインが適さないものもありますので、選定しながら取り組んでいきたいと考えております。

### ○三町教育長職務代理者

3ページ目の12に書いてあるWi-Fi環境を順次整備というのは、ポケットWi-Fiの整備で終わりということでしょうか。今の説明ではわかりません。

### ○季高中央公民館長

ポケットWi-Fiの整備につきましては、6ページ中段、(7)オンライン学習環境の整備のところ、ポケットWi-Fiを試行的に導入と書いていますが、まず、試験的に導入して、どの程度の活用があるかをはかり、状況によっては、フリーWi-Fiを予算要求していくことを、今検討をしているところでございます。

### ○三町教育長職務代理者

なかまちテラスと中央図書館、公民館については、ホームページか広報紙で整備された写真を見ました。他の分館についても、図書館も一体として整備を進めるのでしょうか。もしくは、あくまでも公民館活動の支援としてのポケットWi-Fiあるいは、Wi-Fiなのでしょうか。

### ○季高中央公民館長

公民館につきましては、講座がありますので、オンライン講座を主眼に、先行して予算をつけていただきました。ポケットWi-Fiは貸出しも可能ですので、今後、利用状況に応じて図書館と連携しながら利用効果について検証していきたいと思えます。

### ○利光中央図書館長

図書館でも、地区図書館にWi-Fiの試行導入を予定しておりますが、図書館のWi-Fiは公民館での使い方と若干違うところがあると考えております。図書館ですと、講演会等もありますが、どちらかというレファレンス中心の対応になってこようかと思えます。先進市などの状況を見ますと、Wi-Fiを施設に導入して、そのWi-Fiと接続することによってのみ提供できるオンラインサービスを導入している例があります。導入する際にはそういったサービスに対応できるのかどうか、あるいはそういう利用がなされていくかどうかを見据えていくという意味での試行導入となります。

### ○三町教育長職務代理者

いずれにしても公共Wi-Fiとして広げていくという姿勢はしっかりと持たれていると理解しました。ぜひよろしく申し上げます。今まで、やや後ろ向きな気がしていたので、ここ数年積極的に取り組んでいて大変ありがたいと思えます。

以前、図書館の貸出しカードについて、Suica等で対応できるようにしたとき、マイナンバーカードでできないか質問したところ、今のところ考えていないということでしたが、これだけ国が大きく動き、市民もかなりマイナンバーカードを取得されているのではないかと思う中で、持っただけでも身近で使えないと相変わらず意味がないという気もしています。図書館は結構使われているので、活用検討の方向性があるのかどうかお聞きします。

### ○利光中央図書館長

図書館のカードは、いわゆるSuica、PASMOと言われるFelicaカードが利用できるようになっております。マイナンバーカードにつきましても、昨年度ぐらいから各地で少しずつ利用できる図書館が出てきております。利用できるようにするためには図書館のシステムを改修し、さらに各図書館の窓口カウンターに専用のカードリーダーを設置するといった対応が必要になってくるかと思えます。図書館では令和6年度以降に図書館システムの入替えを検討すると思えますので、そういった機を捉えてマイナンバーカードの活用の検討を進めてみようかと考えています。

### ○三町教育長職務代理者

せっかくのカードの意味がなくなりますので、将来を考えて、ぜひそういうことも含めて進めていただきたいと思います。

### ○飯島学務課長

事故報告に関連してスポーツ振興センターの件数ですけれども、現時点では毎年の集計は特にしておりません。スポーツ振興センターに提出する案件が突き指程度から今回の事故報告に挙がるようなものまで多岐にわたっているとともに、また、一つの案件でも複数回通院をすると全部別カウントになっていくので、案件ごとの件数は把握がしばらく状況にあります。そのため、現時点では集計をしておりません。

### ○三町教育長職務代理者

そういう状況でしたら、なかなか難しいと思えますが、実態と違う形で報告されているというのも事実です。一般事故として我々が報告を受けているものが、学校のけがの発生状況の実態とかなり違っていますので、やはりここはぜひ何とか工夫していただきたい。例えば、各学校では保健の先生が月別でけがの状況や発生場所をまとめていると思えます。それらを集約して、実態としてどういうところで発生しているのかまとめられると思えますので、定期的に行うのは大変だと思えますが、データとして我々に情報提供していただきたいと思えます。

次に、教育課程に関してです。先ほどの丸山委員からの質問で、ある程度この項目についての理解はできました。再度確認ですが、1ページの1に書かれているように、記載事項は各学校が教育課程を編成するにあたり、留意する事項について届出説明会において説明し、以下の報告について全校で記載を確認した。つまり、届出説明会の留意事項として、黒四角の通常の学級と特別支援学級に書かれている内容について記載するよう指示したという理解でよろしいでしょうか。

次に、最後の黒四角です。教育課程（届）における学校の指導の重点の具体や特色についてとあり、これは前の二つと質が違いますので、書き方を変えていただきたい。大きな項目の三つに入っており、同じレベルなので、これも全校で実施するよう指示した、hyper-QUも市で予算化して、小学校全校で実施していると理解してしまいます。これは書き方がおかしいので、

直していただきたいと思えます。

また、5ページの教育課程（届）における学校の指導の重点の具体や特色についてのところで、推進する、充実を図るといふように末尾の表現が違います。推進するといふのは、今やっていないからこれからやるといふ意味なのか。充実を図るといふのは、今までやってきたことをさらに充実するといふ意味なのか。例えば、学習者用端末使用の日常化を図るためにデジタルドリルを導入して家庭学習における活用を推進する、多くの教員が学級に関わるローテーション道徳授業の取組を推進する、と書かれているのは、今まであまりやっていないからこれからやるといふ理解でいいのか、説明してください。

次に、授業時数に関して、私も10年目になりますのであえて聞かせていただきます。

1点目は、改めて小平市教育委員会として、その授業時数の確保についてはどのような指導をされているのか教えていただきたい。

2点目として、昨年、月別の実施時数の報告を受け、年間の実際の実施時数を把握されていると思うのですが、小平第一中学校、小平第二中学校、小平第三中学校の実際の年間の時数を教えてください。

次に、土曜授業日、学校公開日等一覧に関して、土曜授業について市はどのようなスタンスなのか。特に振替を行わない場合についての指導はどうなのか。学校によって全部振替を行うところもありますし、行わないところもあります。市はどのような指導をされているのか。教育課程については、以上です。

### ○青木教育長

大きく3点ありましたが、5ページの黒四角、書式等の改善について、「推進する」「図る」の語尾について、授業時数の確保、土曜授業等についての市のスタンス、併せて年間の授業時数について。

### ○松田指導主事

1点目の5ページの「推進する」また「図る」というところがございます。こちらは各学校から提出された教育課程届をまとめたものでございます。学校によってはデジタルドリルを今年度から導入して家庭学習を推進していきますという記載がございます。また、運動プログラムを活用した体力向上はどこの学校でもこれまでも推進しておりましたので、「図る」という語尾で記載しております。こちらの資料につきましては、来年度も引き続き、検討させていただきます。

### ○坊本指導主事

授業時数の考え方でございますが、児童・生徒の心身の健康を図るためにも授業時数は精選して記載時間での授業の質の向上を図ることとしております。

また、土曜授業日の設定でございますが、振替休業日を設定しない土曜授業日は各校において必要最小限の日数で設定するよう指示を出しております。

### ○松田指導主事

小平第一中学校と小平第三中学校の昨年度の授業時数については、今、データがございませんので、後ほどお伝えいたします。

### ○三町教育長職務代理者

授業時数に関する考え方は、基本的に内容充実。今の説明にはありませんでしたが、過去には、中学校では標準時数より20時間、あるいは3年生は15時間以上確保する、インフルエンザや学級閉鎖を考慮してその時間を確保する、小学校でもそのような数字を出していたように思いますが、今回は出されていないということによろしいですか。

### ○青木教育長

余剰時数についてです。

### ○坊本指導主事

授業時数の余剰時数でございますが、教育課程説明会の中で15時間程度確保することと説明しております。

### ○三町教育長職務代理者

時数に関しては、今は15時間程度ということですか。その枠は必要なかと私は疑問なのです。以前もお話ししましたが、学校が教育課程届を出すときに、30年ぐらい前までは標準時数で書くよう教育委員会が指導していたわけです。その後、各学校で編成する計画なのに、標準時数どおりの数字でやるのはおかしいという考え方が出てきました。校長などの考えの中で、もっと柔軟に実際に編成したときにどれぐらいの時間になるのか。標準時数ではなく本校の授業をする時数だということで、標準時数を下回ってはいけませんが、ある程度上であればいいと私は思っているのです。小平第一中学校、小平第二中学校、小平第三中学校について、あえて聞いたのは、私も中学校におりましたのでわかりますが、絶対にこんなに取りれないのです。中学校3年生が1,015時間取れるかどうか、本当ぎりぎりのところだと思います。それが、初めから1,030時間と出てくるというのはどういう計画をしているのか不思議でしょうがないのです。実施授業時数を把握されているのですよね。超えていけばいいわけですから、その考え方をやはり強く言うていく必要があるのではないかとということです。

また、本来、特別活動の学校行事で行われる教育活動が、教科等に読みかえられて、かなりの部分が総合的な学習や保健体育、音楽等で時数カウントされるようになってきているところで、例えば総時数はぎりぎりだが総合的な学習の時間は与えられた標準より非常に多いということはあるのではないかと思います。そうすると、実際の教科の指導は標準時数を下回っているのが実態ではないかと思うのです。教育委員会が実績の数字を持っているのに出さないのはおかしいのではないかと非常に疑問に思っています。改めて、基本の時数を超えていけばいいわけですから、

学校の責任ある、特に教科の授業についてきちんと実施できる教育課程の計画等をされるようお願いしたい。これまでも言い続けており、新しい教育長になって変わるのではないかと期待はしておりますが、よろしく申し上げます。時数についてもうこれ以上は聞きませんが、小平第一中学校から小平第三中学校についてはぜひ実施時数を教えてください。

次に、土曜授業に関してですが、これで実時数が確保されているのでしたら何ら問題ないと思います。各教科の実時数が確保されているのでしたら、土曜日授業をやったら月曜日に振り替えても構わないとは思いますが、その振替の仕方の問題もあると思います。土曜日午前中に授業をやって月曜日がどうなっているのか。授業を2時間、3時間やるのか、やらないのか。足りない場合はそれなりに考えているのだと思いますが、これも私の経験では、実態として振り替えずにやらざるを得ない場合がかなり多かったです。これは地域性かもしれませんが、多摩地区はあまり地域がうるさく言わず、親御さんもそんなものだと思っているのかもしれませんが。区部の山手線の内側であれば、土曜日子どもがかばんを背負って私立学校に通っている姿が当たり前に見られ、その中で公立の学校の子は行かないというのは、地域からはかなり厳しい目で見られるわけです。そのため、かなりの学校が土曜日授業を結構やっています。また、小平市は必ず9月1日に始業式をやっていますが、8月20何日から授業をやっている。これは多摩地区でもありますが、そうやって実際の授業時数を確保するよう努力している自治体が多いわけです。その中で、本当にこれでいいのかとずっと思い続けています。実際にきちんと確保するよう取り組み、そのために必要な時数確保の工夫をする。ぜひ学校にそのような工夫をしてもらえるような教育課程の実施に向けての説明をしていただきたいと思い続けております。ぜひご検討いただきたいと思います。

#### ○青木教育長

大変重い宿題をいただいたと思いますが、やはり教育課程というのは国で示されているものをきちんとやっていくことが私たちの大きな使命であって、実際の実時数もそうですし、数年前に起こった保健体育の未履修のようなことがないように、いろいろなところで私たち教育委員会がきちんと把握していくことが非常に大切になってくると思います。透明性を持ってこの教育委員会でも徹底していただければと思います。

それでは、他にいかがでしょうか。

－「なし」の声あり－

#### ○青木教育長

以上で事務局報告事項を終了いたします。

#### (協議事項) (議案)

#### ○青木教育長

次の議題でございますが、協議事項(1)令和5年度小平市立小学校教科用図書採択要領等に



ついて、及び議案第1号、令和6年度使用小学校教科用図書採択方針については、関連する議案ですので、これらを一括して議題といたします。

説明をお願いいたします。

## ○岡崎教育指導担当部長

協議事項（1）令和5年度小平市立小学校教科用図書採択要領等について、及び議案第1号、令和6年度使用小学校教科用図書採択方針についてを説明いたします。

小学校の教科書につきましては、令和元年度に、令和2年度から4年間使用する教科書の採択を行ったところでございますが、令和6年度からは新たな教科書を使用することになります。本件は、本年度、小学校教科書の採択にあたり、小平市教育委員会としての方針及び要領等を定めるものでございます。

はじめに、議案第1号、令和6年度使用小学校教科用図書採択方針についてを説明します。

本採択方針では、次の3項目に留意して、総合的に判断して令和6年度から小学校において使用する教科書の採択を行うことといたしました。

- （1）採択は、教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行う。
- （2）教育委員会の教育方針及び学習指導要領を踏まえ、専門的な調査研究を行う。
- （3）児童及び地域の実情に十分配慮する、でございます。

次に、大きな2番目の、調査研究に当たって検討すべき項目についてでございます。小平市教育委員会では、小学校において使用する教科書について、学習指導要領の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように、各教科書の内容、構成上の工夫について調査研究するものとしていたします。

次に、協議事項（1）令和6年度小平市立小学校教科用図書採択要領等についてを説明いたします。

資料No.13をご覧ください。

こちらは、令和6年度から小学校において使用する教科書の採択について、法令に基づいて、適正かつ公正に行うために必要な事項を定めたものでございます。内容としましては、第1、目的、第2、採択組織及び職務、第3、採択時期、第4、採択する教科書、第5、守秘義務、第6、庶務、第7、その他から構成しております。

第2の採択組織及び職務でございますが、（1）で採択にあたっての教育委員会の職務を明確にし、（2）では小平市立小学校教科用図書審議委員会を置くことを定め、（3）で小平市立小学校教科用図書調査部会を置くこととし、それぞれの委員の資格要件、職務、定数、任期等を定めております。

次に、要領の細則でございます。これは、第1及び第3で、審議委員会及び調査部会の委員の委嘱は教育委員会が行うものとしております。また、第5、第6では、委員の欠格条項と解任の事由を規定しております。第7では、教員の見本本の閲覧について規定しております。第8では、審議委員会及び調査部会の会議は非公開とし、採択後は調査研究資料及び調査報告書を公開する

ものとしたものでございます。

この場の協議にて、委員の皆さまのご了解をいただきましたら、この要領に沿って今後の事務手続を進めてまいります。

#### ○青木教育長

このことについてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

#### ○三町教育長職務代理人

進め方ですが、協議事項のところなのか、議題についてなのか。

#### ○岡崎教育指導担当部長

両方でございます。

#### ○三町教育長職務代理人

議案の審議も入っているということですね。

採択要領と細則に関して、精査されていてどういうことをするかよく分かるようになっていると思いました。

これは様式の問題でしょうが、採択要領を読んでいて疑問に思ったところがあります。採択要領の（３）調査部会のこと、審議委員会で議論するために調査部会を置いてやりますと書かれていて、①委員の資格要件、イに関しては、大日本印刷は今回出てこないと思いますが、他の教科書会社についても同様ですので、ここはいいと思います。その後の②、③、④のところ、②職務で調査部会は別に定めるところに従ってとありますが、この別に定めるところを探したのですが見当たりません。また、（２）の審議委員会のところでは、職務といえばこう、何々はこうという書き方なのですが、調査部会の方は、調査部会は、調査部会の定数はという書き方で、統一性がない。これは文章としての問題ですので、整理されたほうがいいと思いました。１点目の質問として、別に定めるところについて教えてください。

２点目は採択方針について、当然、採択は教育委員会が自らの責任と権限において適正かつ公正に行うということで、我々５人の教育委員会の責任でやると自覚しなければならないと改めて感じています。専門的な調査研究を行うというのは、先ほどの要領に従って行われ、それを我々も参考にしながらやっていく。児童及び地域の実態に十分配慮する。この児童及び地域の実態に配慮というのがこちらで言う要領なのでしょうか。要領の審議委員会の職務の中で、調査部会の調査資料、各学校の調査結果、保護者等の意見を検討し、その検討結果を文書で教育委員会に報告するとあります。ここで集約したものが我々に報告されるということですが、我々が検討するときに頂く資料は調査部会の調査資料ではないという理解でいいのでしょうか。つまり、調査資料を精査して審議委員会の意見も入る、保護者等の意見も反映されたものが一覧のような形で報告されるという理解でいいのかどうか。我々は、調査部会の調査報告資料ではなく、審議委員会

がさらに精査した上でつくられたものと、実際の教科書、それから市民の声も参考にしながら自分の責任において選んでいくという仕組みになっているのだと思いますが、よろしいでしょうか。

もう一点、ここでは全然触れていませんが、教科書のデジタル化が進んでいる。前回は二次元コードがかなりたくさんついていて、その中身を見ましたが、やはり一部しか見られませんでした。教科書の隅にある二次元コードを見て、確かにこれはいいというものはありませんでしたが、全部はやはり見られません。そういうものがどの程度反映されるのかは、非常に大きいと思います。今まで以上に、調査報告の中にデジタルに対応している内容についても明確に出ないと、我々は選べなくなってくる。そこはどうお考えなのか教えてください。

### ○青木教育長

大きく3点あったかと思いますが。表現の統一性についてのご指摘と、別に定めるところに従っての別に定めるところというのがどこにあるか、児童、地域の実態に配慮するという点に関わって調査資料は精査したものなのかどうか、デジタル化にあわせて報告書の中にどのように伝えたいのか。

### ○吉田指導課長補佐

調査要領の職務の内容でございますが、この後、教科用図書の審議委員会から各調査部会に「調査報告書の提出について」というものを発出する予定でおります。その際に、調査研究について所定の書式に基づいて内容を記入したものを、この審議委員会に提出することとしております。そちらでまとめたものを、有識者、保護者を含めた審議委員会で審議してまとめまして、教育委員会へ報告し、採択するということとしております。

続きまして、表記、表現についてでございますが、要領と細則については統一した表現にしたいと考えております。

別に定めるところについては、ここでは定めておらず、先ほど申し上げました報告書の提出について求める文書で定めるものですので、別に定めると表しております。

続きまして、デジタル化についてでございますが、今回の採択にあたり、文部科学省及び東京都が「採択する際の検討の在り方について」としてデジタル化について触れております。学習者用デジタル教科書についてですが、教科書の採択自体は紙の教科書を決定する行為であり、調査検討の対象は紙の教科書であることが基本であること、ただし、一方で、令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書が紙の教科書と併せて検討される予定であり、令和5年度の小学校英語の教科書採択については小学校英語のデジタル教科書を調査し考慮の1事項とすることができること、5月上旬頃にはデジタル教科書の一部を見本として文部科学省から提供される予定であるため、その留意事項については別途通知があるということですので、そちらについては採択の際に考慮するという点で考えております。

**○三町教育長職務代理者**

別に定めるところというのは、調査部会に対してこの様式で調査しなさいという意味での別に定めるところということで、要領や細則という意味ではないということですね。

2点目になりますが、児童及び地域の実態に十分配慮するという方針について、子どもの声をそのまま反映というのはいかがなものか、それは別の対応だと思っています。子どもの実態、状況等を判断するのは調査部会の教員の仕事だと思います。そういうことを踏まえてしっかり調査する。直接子どもの意見を聞くということではなく、教員が子どもの状況を把握して、ふさわしい教科書について考えるよう、ぜひ調査部会の先生方にお伝えいただきたいと思います。

また、保護者等の声というのは、保護者代表の意見なのか、あるいは何か別の手だてがあるのか、事務局の考えを教えてください。

**○青木教育長**

保護者の声ということについてですか。

**○三町教育長職務代理者**

保護者等の意見です。

**○吉田指導課長補佐**

保護者の意見ですが、審議委員会の中に保護者代表として加えていますので、保護者の意見を反映していると考えております。

**○三町教育長職務代理者**

あくまでも保護者、「等」がつくと別の意味になりますが、保護者の意見は保護者代表ということによろしいですね。

**○吉田指導課長補佐**

アンケートも併せて行いますが、それはあくまで参考ということで、資料としてお示しする予定でございます。

**○三町教育長職務代理者**

アンケートを別にとというのは、保護者にアンケートを行うということですか。公開している教科書に対して書かれたものを市民の声として取り入れるという意味なのか、別にアンケートを行うということなのか。

**○吉田指導課長補佐**

市内の図書館に見本本を置いて、アンケート用紙をお配りしますので、保護者というよりは広

く市民の声としてアンケートを行う予定でございます。

### ○三町教育長職務代理人

アンケートというと、「よい」、「悪い」といった丸つけの印象がありますが、以前、私が見せていただいたものは自由記述で、アンケートというよりは感想と受け止めていました。それを今アンケートと言われたということですね。

最後に、デジタル化の対応について、今の説明ではよく分かりません。前回は紙の教科書に二次元コードがついていて、その中身はやはり重要だということで、我々も一応調べたわけです。今後ますますそうしたものが進み、教科書会社のデータベースの中にしっかりと出てくるのではないかと思います。紙の教科書であっても、教科書会社によってデジタルデータの提供の仕方が全然違うと思いますので、そういうところも調査部会でしっかり調べていただきたいということです。デジタル教科書にすべきどうかはまた別の議論です。

### ○岡崎教育指導担当部長

今、三町委員がおっしゃったのは、通常の紙の教科書の中に二次元コードがついていて、そこから学習が展開、広がっていく、そういう内容のことかと思います。新聞の報道などでは、ある教科書には1冊の中に100に近いぐらいの二次元コードがついていて、それは実際に使いこなせるのかというような問題提起もされておりましたので、数、内容ともに一つ一つ実際に使っている調査部会の教員を中心として精査し、内容は確認してまいります。

### ○青木教育長

他にございますでしょうか。

### ○丸山委員

採択要領2ページ目の組織のところ、国語調査部会、社会科調査部会など、科があるものと科がないものがあります。違いを教えてください。

### ○吉田指導課長補佐

国語科調査部会や、算数科調査部会が正しい名称でございます。

### ○丸山委員

体育科と外国語科でよろしいですか。

### ○吉田指導課長補佐

おっしゃるとおり、全ての教科に入ります。

○青木教育長

他は、いかがでしょうか。

－「なし」の声あり－

○青木教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○青木教育長

それでは、討論を終結いたします。

先に議案の採決を行います。

議案第1号、令和6年度使用小学校教科用図書採択方針について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○青木教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、協議事項（1）令和5年度小平市立小学校教科用図書採択要領等について、このことにつきましては提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

－「修正していただくということで異議なし」の声あり－

○青木教育長

必要な修正をするということでご異議なしと認めます。

以上で、協議事項（1）及び議案第1号を終了いたします。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方はご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。4時25分まで休憩いたします。

午後4時2分 休憩